平成２４年（フ）第１７８号
相模原市中央区上溝3950番地９
破産者　大和田明美
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３７号
新潟市北区松浜８丁目２番13号
破産者　加治　　誠
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
新潟市中央区堀之内南３丁目８番１号　ナポレ堀之内南305号
破産者　堀　　剛
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１号
埼玉県行田市大字小見1411番地13、開始決定時の住所山梨県甲府市徳行２丁目17番26号
破産者　小川　博孝
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
山梨県甲府市上石田４丁目６番25号
破産者　小川　忠彦
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
山梨県甲府市幸町９番20号
破産者　イマザワ酒販こと　今澤　　寛
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
長野県諏訪市大字四賀2658番地２　岩波コーポＢ102、前住所長野県諏訪市諏訪１丁目３番13号
破産者　今井　靖子
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第６号
広島県広島市佐伯区五日市駅前１丁目８番３―903号、開始決定時の住所長崎県長崎市早坂町1268番地１
破産者　田中　元臣
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
岡山県玉野市宇野３丁目９―15旭アパート203号、開始決定時の住所長崎県長崎市西坂町11番24号
破産者　江口　智彦
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
大分県佐伯市中村西町３番４号　コーポマルミ102号
破産者　石田　喜一
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第５号
大分県佐伯市字女島7226番地２、住民票上の住所大分県佐伯市7226番地２
破産者　二田　武憲
１　決定年月日　平成24年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６号
石川県鳳珠郡能登町字矢波25字11番地
破産者　河村　公正
１　決定年月日　平成24年８月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１０８号
山口県防府市多々良１丁目12番45号、開始決定時の住所山口県防府市三田尻２丁目９番４号
破産者　共栄商会こと　池田　暁彦
１　決定年月日　平成24年８月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
山口県柳井市伊陸5356番地２、破産手続開始決定時の住所山口県熊毛郡平生町大字宇佐木259番地の16
破産者　金福　明広
１　決定年月日　平成24年８月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１１８０号
札幌市西区二十四軒４条４丁目４番27号　二十四軒グリーンハイツ３号
破産者　佐野　雅廣
１　破産債権の届出期間　平成24年９月11日まで
２　一般調査期日　平成24年９月19日午後２時
平成24年８月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５８号
大阪府枚方市須山町28番13号
破産者　政清　隆幸
１　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
２　一般調査期日　平成24年10月29日午後３時30分
平成24年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第１２６７号
大阪市中央区淡路町２丁目３番12号
破産者　丸正高瀬株式会社
１　期日　平成24年10月16日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９６号
大阪府茨木市中河原町16番８号の３
破産者　高瀬　敏男
１　期日　平成24年10月16日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部